

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成6年9月30日作成)

法令名	農住組合法
根拠条項	第11条
許認可等の種類	交換分合公告後の土地の形質変更の許可
法令の定め	<ul style="list-style-type: none"> ・農住組合法第11条 ・農住組合法施行令第5条 <関連条項> <ul style="list-style-type: none"> ・土地改良法第109条
審査基準	本道においては、「土地区画整理法」による事業が行われており、今までも実績がないこと、かつ、今後も事業実施の見込みがないため設定しない。
標準処理期間	総期間 日・月 経由機関 日・月 協議機関 日・月 処分機関 日・月
処分担当課	各総合振興局（振興局）産業振興部農務課・調整課・農村振興課
申請先	各総合振興局（振興局）産業振興部農務課・調整課・農村振興課
問い合わせ先	農政部農村振興局農業施設管理課用地財産G（電話番号：011-231-4111（内線27-317））
備考	農務課 — 石狩、日高、渡島、留萌、宗谷、オホーツク、十勝 調整課 — 空知、上川 農村振興課 — 後志、胆振、檜山、釧路、根室 （公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/ssk/ ）

(別表 1 付表)

標準処理期間未設定の理由

法令名	農住組合法（昭和 55 年 11 月 21 日法律第 86 号）
根拠条項	農住組合法第 11 条
許認可等の概要	交換分合公告後の土地の形質変更の認可
審査基準の設定状況	<input type="checkbox"/> (1) 設定 <input type="checkbox"/> (2) 未設定（未設定イ） <input checked="" type="checkbox"/> (3) 未設定（未設定ロ・ハ）
標準処理期間未設定の理由	審査基準を設定できていないことから、審査事務に要する時間が想定できず、標準的な期間の設定が困難なため。
担当部課	農政部農村振興局農業施設管理課用地財産 G
担当者名	新川 康弘 (内線 : 27-317)